

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年9月2日 第24号
件名	住宅地の緑を守るための「みどりの保護条例」 「緑の基本計画」の見直しについての請願
請願者	文京区西片二丁目8番24号 藤原美佐子 外20名
紹介議員	海津敦子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区は、都心部にありながら自然の生態系が残り、緑豊かな昔ながらの住宅地が多いことが特徴となっています。しかし昨今、戸建て住宅が狭小化したり、敷地一杯を塀で囲った「要塞」型住宅が増えたこともあり、住宅地の緑の減少は質量共に著しいものがあります。

文京区は「みどりの保護条例」に基づき、建築主に「緑化計画書」の提出を求め、緑の確保に努めていますが、緑視率の減少傾向など、特に住宅地では歯止めがかかりません。

現在、そのような状況を踏まえ、「緑の基本計画」の改定作業が行われていますが、住宅地の緑を保全するため、住宅の緑を守る施策に結びつく「緑の基本計画」や「みどりの保護条例」がさらに充実する必要があります。

議会も鋭意対策を検討する必要がありますが、以下を区長に要請してください。

請願事項

- 1 住宅の敷地が細分化されると、緑化計画の提出が不要となります。大きな敷地を細分化する場合、元の敷地面積に基づいて緑化計画を提出するよう、検討してください。
- 2 住宅地が大きな緑地をつなぐネットワークの役割を果たせるよう、小さな空き地や緑地、崖地を活かす方法を住民とともに検討して下さい。
- 3 文京区で建築時に提出すべき緑化計画書は、ある規模以上になると東京都にも提出しなければなりません。緑化基準の全てが東京都の基準を上回っている自治体（現時点では13区1市）では手続きが一元化していて、東京都への提出は不要です。文京区でも規定を改定し、「緑化計画書」の届出手続きを一元化してください。
- 4 住宅地に公共施設や民間の規模の大きな施設を設置する場合、住民が積み重ねてきた地域の環境を壊さないことはもとより、一般より厳しい緑化計画の実施を求め、地域の緑化に資するようお願いします。
- 5 緑の基本計画の改定にあたっては、多くの理想を並べるのではなく（1999年作成の基本計画が、20年後の現在もほとんど手を加えずに使い回しできるほど達成されていません）具体的な目標と達成度の確認ができる内容にしてください。
- 6 「中野区みどりの保護と育成に関する条例」第8条2項に倣った「区民の落葉受忍」を「文京区みどりの保護条例」にも盛り込んでください。